

ASAHI NEWS

令和4年8月10日
第149号

朝日税理士法人 城南支社
TEL:03-3700-3331
FAX:03-3700-8942
<http://www.asahitax.jp>



■ ■ ■ 8月の主な予定 ■ ■ ■

税務・会計

8月31日：個人事業者の消費税の中間申告期限(令和4年分)

※個人事業税の納期限(第1期分)

※個人住民税の納期限(第2期分)

(個人事業税と個人住民税の納期限は各都道府県の条例で定められております。
お住まいの都道府県にお確かめください。)

経営・経済

8月04日：米:貿易収支発表（米:商務省）

8月15日：第2四半期のGDP速報値発表（内閣府）

8月17日：貿易統計発表（財務省）

8月19日：全国消費者物価指数発表（総務省）

8月25日：米:第2四半期の米GDP改定値発表（米:商務省）

8月31日：鉱工業生産・出荷・在庫指数速報発表（経産省）



「一次相続で未分割の場合の遺産分割」

父が亡くなった後、相続手続きを終えないうちに母が亡くなってしまったというケースについて、相談を受けることがよくあります。

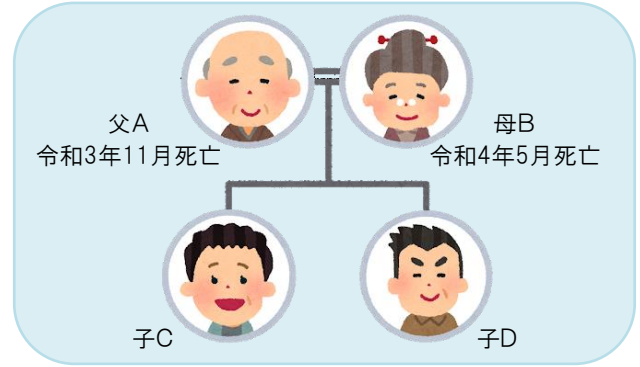
今回は、このように、一次相続で遺産分割をしていなかった(未分割の場合)の遺産分割について説明いたします。

① 母と子供2人が相続人の場合

原則として、遺言のない相続で相続人が複数いる場合、遺産分割協議をするまでは、その遺産は、法定相続分で共有しているものとみなします。ただし、上記の相談例で、母の相続税の申告の前に、父の相続(一次相続)に係る遺産分割を行って、母は遺産を取得せず子が取得することとすれば、母の相続財産に、一次相続にかかる法定相続分を加算する必要はありません。

父Aの相続(一次相続)の法定相続人は母Bと子CDですが、母Bは亡くなっていますので、母Bの相続人としての地位をその母Bの相続(二次相続)によって相続した子CDと、父Aの相続人である子CDが、遺産分割協議を行うことになります。

子CDは、一次相続の遺産分割協議書に、「被相続人Bの相続人及び相続人C」「被相続人Bの相続人及び相続人D」と署名します。



「配偶者の相続税額軽減の特例」と「小規模宅地等の特例」

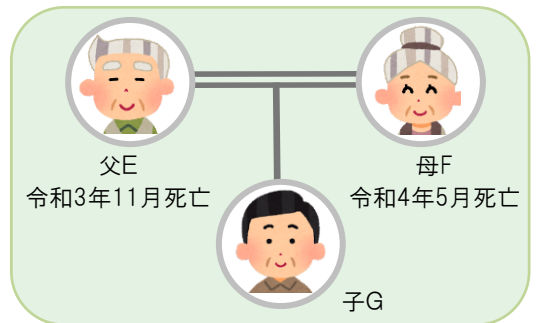
上記①のケースにおいて、一次相続で、母が遺産を取得したものとする遺産分割をすることもできます。また、その母の取得割合も子CDで決めることができます。

その場合、他の要件を満たしていれば、母が遺産を取得したものとして、配偶者の法定相続分相当額と1億6千万円のどちらか多い金額までは配偶者は相続税がかからないという「配偶者の相続税額軽減の特例」や、被相続人の居住用や賃貸用の土地の評価額を減額できる「小規模宅地等の特例」を適用することができます。
(相基通19の2-5、措通69の4-25)

② 母と子供1人が相続人の場合

一方、右記のように子供が1人だった場合、つまり、二次相続で相続人が1人の場合、いわゆる「一人遺産分割」は認められていないことから、原則通り、一次相続で母Fは、法定相続分の1/2の財産を取得し、その後二次相続で、その法定相続分を加算した財産を、子Gは相続することになります。

その場合も、上記①のケースと同じように、他の要件を満たせば、「配偶者の相続税額軽減の特例」「小規模宅地等の特例」を適用することができます。



「相続空き家の3000万円控除(措法35③)」

相続によって取得した空き家を、一人暮らしだった被相続人が死亡した日以後3年を経過した日の属する年の12月31日までに譲渡したときは、その空き家を譲渡して得た利益から3,000万円を控除できるという特例があります。他にも要件がありますが、その要件を満たした場合、上記①②どちらのケースでも、母が取得した居住用不動産については、この特例の適用が可能です。

令和2事務年度 税務調査実績

令和3年11月に国税庁より令和2年度の調査実績が発表されました。新型コロナウイルスの影響により全体の調査件数は大幅に減少しましたが、調査一件あたりの追徴税額は増加しました。また、簡易な接触による税務調査が積極的に行われました。



実地調査の概要 (法人税・消費税)

【実地調査の状況】

令和2事務年度では大口・悪質な不正計算等が想定される法人を中心に調査が行われ、調査一件あたりの追徴税額は前年比**249%**増加しております。昨今の状況で実地調査が制限されたため、追徴税額という視点から調査が行われたものと考えられます。

項目	令和元年	令和2年	前年対比
実地調査件数	76千件	25千件	32.7%
申告漏れ所得金額	7,802億円	5,286億円	67.7%
追徴税額	2,367億円	1,936億円	81.8%
調査1件当たりの追徴税額	3,135千円	7,806千円	249.0%

【簡易な接触(※)の状況】

申告内容に誤りが想定される納税者等に対して、簡易な接触により、自発的な申告内容等の見直し要請を行い、追徴税額は前年比**228.7%**増加となりました。感染症対策の行動が顕著に表れたものと考えられます。

項目	令和元年	令和2年	前年対比
簡易な接触件数	44千件	68千件	156.5%
申告漏れ所得金額	42億円	76億円	179.2%
追徴税額	27億円	62億円	228.7%

(※) 簡易な接触とは、税務署において書面や電話による連絡や来署依頼による面接により、納税者に対して自発的な申告内容の見直しなどを要請するものです。

出典: 国税庁「令和2事務年度 法人税等調査実績の概要」

主要な調査の内容

租税条約等によって、税に関する情報を海外と相互共有し、海外取引の調査は重点的に行われています。その他、消費税の還付や無申告法人に対する調査も厳正に行われています。

海外取引の申告漏れ	1,530億円
消費税還付申告法人に対する追徴	219億円
無申告法人に対する追徴	162億円

コロナ禍の実地調査等

【納税者に対する3年間の接触率の状況】

国税庁では、調査必要度の高い納税者に対しては実地調査を行い、その他の納税者に対しては、是正を目的として実地調査以外の手法を用いて接触することにより、納税者の税務コンプライアンスを維持し、向上を図っております。その結果、3年間の接触率の合計は、11.2%(法人税・消費税)(注1)、19.5%(源泉所得税)(注2)となっています。

(注1) 接触率(法人税・消費税)は、税務署所管法人数を分母として、税務署において実施した実地調査件数と簡易な接触(法人税・消費税)による接触件数の合計を分子として計算しています。

(注2) 接触率(源泉所得税)は給与所得の源泉徴収義務者数を分母として、税務署において実施した実地調査件数と簡易な接触(源泉所得税)による接触件数の合計を分子として計算しています。



出典: 国税庁「令和2事務年度 法人税等調査実績の概要」